

1. 計画の位置付け

- 1 町の最上位計画**
本町のすべての計画の最上位計画として位置付けます。
- 2 第5次総合計画の「改訂版」**
地域づくり会議で時間をかけ、つくりあげた第5次総合計画の基本構想を引き続き大事にしていくため、本計画は第5次総合計画の「改訂版」として位置付けます。
- 3 基本方針を示す重点計画**
本町で取組むすべての事項を記載する網羅的な計画ではなく、町としてどんな事に力を入れて取組むのか、その基本方針を示す重点計画として位置付けます。
- 4 SDGs (*) を踏まえた計画**
「持続可能な地域づくり」を考えるうえで、SDGsの視点や考え方を計画推進の参考とします。
また、共通のプラットフォームを持つことで、SDGsの認知度が高いといわれる若い世代とも地域づくりの考え方を共有したり、その理念を経営方針に盛り込む企業・組織等多様な主体と協力・連携していく効果も期待します。

(*)SDGs (=Sustainable Development Goals)
2015年9月に国連で採択された、17のゴールと169のターゲットで構成された持続可能な開発目標のこと。誰一人取り残されない持続可能な社会をつくるための世界の物差しとして、経済・社会・環境の3つの側面からアプローチしている。目標の達成に向けて、自分ごととして考える視点や、総合的に取組む視点が盛り込まれている。



1. テーマ：「持続可能な地域づくり」

2つの時代の到来



テーマ：「持続可能な地域づくり」

- どのようにして持続可能な地域をつくっていくか
- 「人口」だけでなく「人財」の視点からのアプローチ



2. 4つのキーワード

1. 自治

小さなまちだからこそできる、一人ひとりの個性と多様性を活かした自治

- 地域の中で、誰もが役割をもち、その人らしく生きることのできる“居場所づくり”
- 地域の様々な主体が地域を支える“関係性づくり”

2. 学び

公民館活動などを中心に、住民が主体的に実践してきた松川町の学びの土壌の継承

- 「自分ごと」として考えるための学び
- 主体性を育む原動力としての学び
- 自分のことを語るときに、自分と地域との関係を語るこなしには、自分を語り得ない人 = 「地域人」を育む学び

3. 地域に内在する資源

地域が持っている魅力・資源から、将来のまちの姿を創造し取組むアプローチ

- 地域に内在する様々な資源を活かした取組み
- 地域資源とその関係性についての、「人」という視点からの捉え直し

4. 総合的・構造的な地域理解

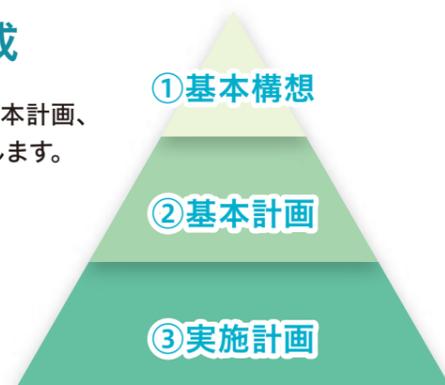
単独の領域や対策ではなく、総合政策としての課題解決へのアプローチ

- 住民の暮らしをベースに、地域の実態をとらえる視点
- 総合的・構造的に地域を理解する視点

計画の構成と期間

1. 計画の構成

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部で構成します。



長期的視点 (8年)	「こうありたい」という、松川町のまちづくりの将来像。第5次総合計画の基本構想を引き継ぎます。
中期的視点 (4年)	基本構想を実現するために必要な、まちづくりの基本的な考え方を示した。5つの基本方針と19の施策大綱で構成します。
短期的視点 (1年毎)	基本計画を実現するための具体的な施策や事業の計画。1年毎の見直しを行います。

2. 計画の期間

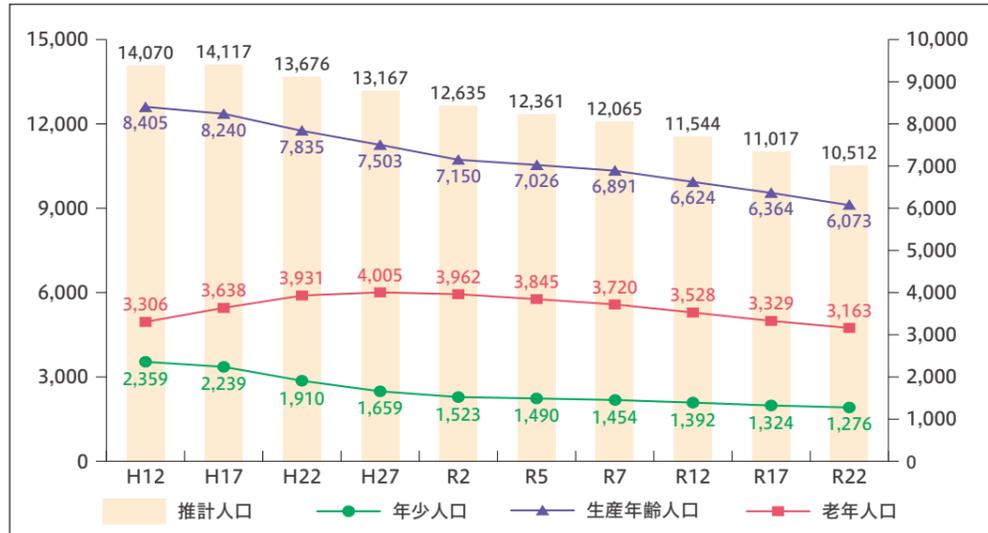
計画期間を次の通り定めます。

令和2 (2020) 年4月1日～
令和6 (2024) 年3月31日まで (4年間)



3. 人口に対する考え方

将来推計人口



大きな外的要因がなく、自然推移した場合…

令和5年10月

12,361人

令和22年10月

10,512人

人口課題への取り組みの考え方

特色ある教育カリキュラム、子育てしやすい環境づくり、健康長寿のまちづくり、リニア時代を見据えた新たな関係人口の創出など、総合計画全体の推進を図る「総合政策」を基本としながら、次の2つの点に配慮して人口課題への取り組みを推進してまいります。

1 人口課題への2つのアプローチ

「人口減少の緩和」

急激な人口減少は、様々な地域課題が誘発されるため、その緩和を図る

「人口減少時代に応じた地域づくり」

自分たちの地域を、自分を主語にして考える人材(財)を育む

2 対策の柱

▽若者と地域をつなぐ

▽地縁の枠を越えた自治組織の在り方を考える

4. 政策推進の基本的な考え方

住民の主体的活動がきっかけとなって、地域の多様性が増し、その社会的関係が構築されていくことが持続可能な地域づくりの姿であるという立場から、政策推進の基本的な考え方を次の通りとします。

- ①多様性を活かした「自治」の推進
- ②主体的な学びを土台とした「地域人」の育成
- ③地域に内在する「資源を活かした施策」の推進
- ④住民の暮らしに寄り添った「総合的な施策」の推進
- ⑤人口減少の緩和と持続可能な自治の仕組みづくりへの取り組みを柱とした「総合的な人口減少対策」の推進



基本構想

1. まちづくりの将来像

松川町には、多くの人が「ちょうどいい」と感じる、居心地の良さがあります。余所にはない自然や風景、豊かであたたかな風土に見守られながら、人とのつながりを大切にし、住民の主体的な取り組みを守り育んできました。それが、この町の「ちょうどよさ」であり、財産です。この財産を未来につなげ、安心して暮らし続ける地域であるために、【まちづくりの将来像】を次のとおり掲げます。

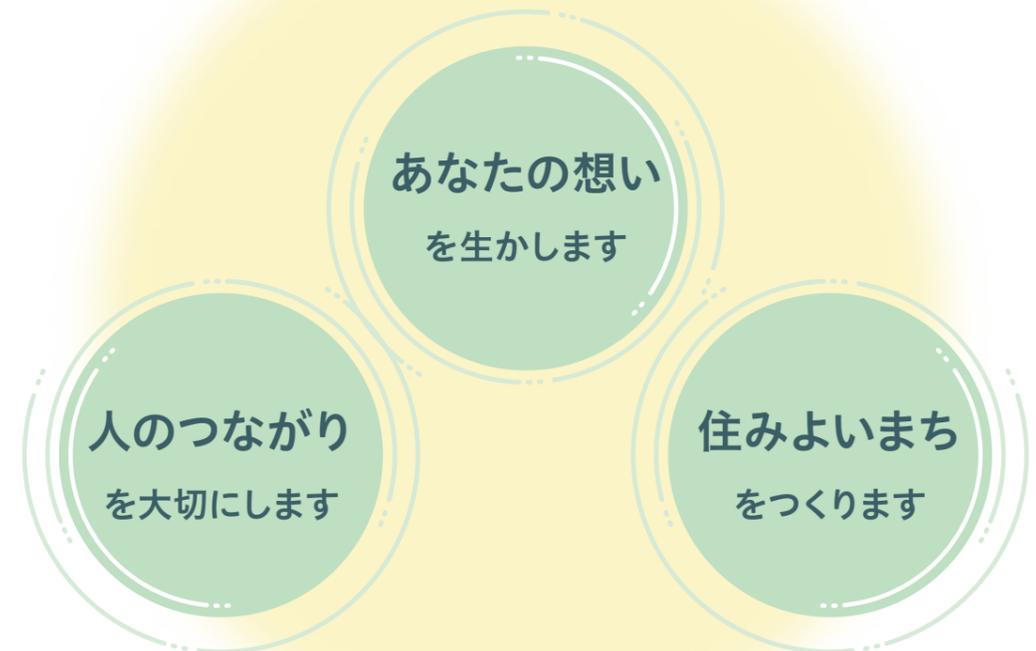


いっしょに育てよう

一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ

2. まちづくりの将来像を実現するための3つの柱

- ・私たち町民が主役です。
- ・自分らしい生き方を松川町で見つけます。
- ・大切な人、仲間、地域のために自分ができようことを考え、行動します。
- ・自分の想いを大切にし、この町で夢を叶えます。



- ・お互いの価値観を認め合い、尊重します。
- ・不足している所は皆で補い、時にはお節もやきます。
- ・大切な人、仲間と支え合い、共に歩みます。

- ・安全、安心に配慮した町をいっしょにつくります。
- ・郷土の宝(人、自然、産業、景観、文化、歴史、祭り等)を守り続けます。
- ・皆が安心して幸せに暮らせる町を作ります。



I. 多様性を活かした自治づくり

持続可能な自治組織づくり

基本方針

- 1 地縁の自治の枠を乗り越えて、そこに住むすべての人にとって居場所と役割のある自治組織のあり方を、住民と一緒に考えます。
- 2 住民の自治機能を補完する組織・団体が参画するための仕組みづくりを整備します。

男女共同参画の推進

基本方針

- 1 男女が平等に参画できる社会の実現を目指し、町民意識の啓発と実践をします。特に、自治組織への役員選出の啓発や審議会へ公募委員の枠拡大などの女性参画を推進します。

町政情報の共有

基本方針

- 1 情報発信の方法やツールの見直しをして、積極的な情報発信をします。
- 2 適正な情報公開制度の運用をします。

時代に合った行政サービスの推進

基本方針

- 1 事務事業を見直し、バランスのとれた予算編成と効率的な予算執行を行うことで、持続可能で健全な財政運営を目指します。
- 2 Society5.0(超スマート社会)等の社会変化や住民の多様なライフスタイルに応じた行政サービスの向上を図ります。あわせて、情報システムの最適化を推進します。
- 3 職員の人材育成と適正な職員数を確保します。

移住定住の促進

基本方針

- 1 急激な人口減少は、社会的・経済的な課題が急速に深刻化することから、移住・定住支援に関する事業の充実化を図り、人口の急激な減少の緩和を図ります。
- 2 若者が地域と関わり、自然資本、文化資本、社会関係資本(人と人とのつながり)を活かした暮らしや働き方のできる仕組みづくりを推進します。

II. 安心して子育てできる環境づくりと地域で学び、地域で育つ人づくり



子どもの育ちの切れ目のない支援

基本方針

- 1 関係機関や地域と連携して、妊娠期からの切れ目のない子育て支援体制の整備と推進をします。

探究的・主体的な学び

基本方針

- 1 小中学校の児童生徒の探究的・主体的な学びを育むため、学力の定着と情報化等社会変化に応じた教育のための学習環境を整備します。

地域とともに育てる学校づくり

基本方針

- 1 地域全体で子どもを育てるため、地域と協働し地域に開かれた学校づくりを推進します。
- 2 一層の少子化を迎える、これからの時代の学校運営を地域と共に考えていきます。

学びが循環する社会づくり

基本方針

- 1 地域の生活に根差した公民館活動の推進をします。
- 2 図書館利用を促し、読書活動を推進します。
- 3 郷土資料の整理を行い、情報を発信して探究活動を推進します。



III. 共に支えあい、健康に暮らすまちづくり

健康な暮らしづくり

基本方針

- 1 重症化予防を基本とした、身体と心双方の健康づくりを推進します。
- 2 地域における健康学習の支援を推進します。
- 3 平成30年度より県単位化した国民健康保険事業の健全な運営をします。
- 4 健康の維持増進のため、体育活動の推進をします。

食育の促進

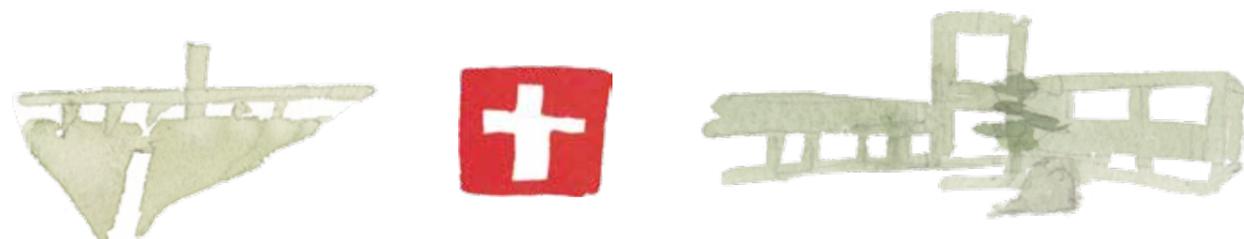
基本方針

- 1 様々な立場の関係者と連携して、「健康」「教育・文化」「産業」「環境」等総合的な視点から食育の推進をします。

支えあい、認め合う
まちづくりと
共生社会の実現

基本方針

- 1 障がい者や高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様化・複雑化している各種の相談に応じるとともに、適切なサービス提供により、可能な限り自立を促します。



IV. 安心で安全な住みよい暮らしづくり

災害に強い地域づくり

基本方針

- 1 松川町地域防災計画に基づく防災体制を確立するため、各種マニュアルの作成や地域住民への防災の啓発活動を進めます。
- 2 消防団の火災出動時の態勢強化のため、資機材の充実や、自主防災組織などの各種団体との連携のほか、予防活動の推進を図ります。
- 3 災害発生時、自主的に自主防災組織が活動できる組織とするため、情報共有や研修会等により活動の強化を図ります。
- 4 災害に強い行き届いた森林整備を行うために、森林所有者に向け森林経営計画への参入を促すと同時に、森林経営計画内での施業を滞りなく実施します。また、管理できない森林、保全の必要性が高い区域については、森林環境譲与税を利用し、森林管理を実施します。
- 5 災害時に、職員の誰もが迅速に業務に対応・従事できるようにするための情報ネットワーク環境を整備します。
- 6 災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の迅速な廃棄物処理体制を確保します。
- 7 災害発生状況下での、水の確保と下水道機能の維持・回復を行える体制をつくります。

暮らしを支える
交通環境づくり

基本方針

- 1 歩行者の安全対策、円滑な交通確保のため、町道整備事業の充実化を図ります。
- 2 安全で快適な道路環境を維持するため、道路維持補修や除雪等を実施します。
- 3 安心・安全、快適な交通の確保のため、老朽化した橋梁と経年劣化の著しい舗装を修繕します。
- 4 交通弱者の移動手段の利便性を高めるため、効率のよい公共交通の運行を図ります。

基本方針

- 1 河川、農業用水等の水質保全のため、水質の監視と河川の汚濁防止対策を行います。
- 2 地域内外の多くの人々が訪れる、豊かな森林づくりを推進します。
- 3 地域の優れた景観の保全と周辺環境との調和を図るため、景観計画及び条例策定をします。
- 4 良好な市街地形成のための都市計画の推進を図ります。
- 5 地域住民や事業者とともに、不法投棄撲滅に向けた対策と環境美化活動を実施するとともに、燃やすごみや資源ごみ、埋立ごみ等の収集・処理を計画的に実施します。
- 6 エネルギーの有効利用と二酸化炭素削減のため、自然エネルギー利用システムを推進するとともに、エネルギーの節約や効率化を図ります。あわせて第3期松川町役場地球温暖化防止実行計画の策定をします。

基本方針

- 1 安全で安定した水道水の供給のために、水道施設及び設備の維持管理と日々の水質管理、老朽化した施設の更新を計画的に進めます。
- 2 農業集落排水と公共下水道の処理区を統合することにより、町全体の汚水処理に要する総合的なコスト縮減を図ります。



V. 活力ある産業が息づくまちづくり

基本方針

- 1 持続可能で安定的な農業経営のため、農業の担い手の育成と農業法人の設立支援をします。
- 2 非農家及び保護者等による有機農業の推進を行い、遊休農地の解消につなげるとともに、学校給食への提供等産地消の促進を目指します。
- 3 農作物被害を最小限に抑えるため、有害鳥獣対策を地域とともに進めます。
- 4 農業用排水路の整備と、堤体の浸食等が進み決壊の危険性が高いため池の改修をします。

基本方針

- 1 既存企業や地元商店の衰退は町の社会・経済に大きな影響を与えることから、引き続き経営基盤の強化、雇用対策の推進、起業支援に取り組みます。
- 2 町の経済の活性化と雇用創出・定住支援を推進するため企業誘致に取り組みます。

基本方針

- 1 松川町及びその周辺地域に存在する地域資源を磨き、活用するとともに、地域の産業や活動を繋ぐことにより、滞在交流観光の推進、交流人口の増加、産業の活性化、移住定住促進及び地域住民の誇りの醸成を図り、もって持続可能な地域づくりを目指します。
- 2 ①を実現するため、観光地域づくり法人(地域DMO)を設置し、観光まちづくりの取組みを推進します。
- 3 リニア中央新幹線・三遠南信自動車道の開通を見据え、若者のアイデアを政策に反映できる仕組みづくりと、この地域を訪れる人が親しめる開かれた地域づくりを推進します。また、交通環境の整備について、近隣市町村と連携し、促進します。